

放送分野における外資規制違反の事例

情報通信分野における外資規制の
在り方に関する検討会事務局

2021年6月

- 2016年10月17日 (株)東北新社が、4K放送(「ザ・シネマ4K」)の衛星基幹放送事業者としての認定を申請。
- 2017年 1月24日 総務大臣が、(株)東北新社を衛星基幹放送事業者として認定。
- 10月14日 (株)東北新社メディアサービスが、総務大臣から認可を受け(同年10月13日)
(株)東北新社から衛星基幹放送事業者の地位を承継。
- 2021年 3月 9日 (株)東北新社が、2017年1月24日に認定を受けた際、外資比率が20%以上であったことが判明した旨を総務省に報告。
- 3月12日 総務大臣が、当該認定の取消しに向け手続を進める旨を発表。
- 3月26日 総務省が、(株)東北新社メディアサービスに対し、当該認定を取消し(効力発生は5月1日)。
- 5月 1日 (株)東北新社メディアサービスが、4K放送(「ザ・シネマ4K」)を終了。

- 2012年4月 (株)フジ・メディア・ホールディングス(FMHD)が(株)NEXTEPを完全子会社化。
(株)NEXTEPは(株)ディ・コンプレックスの33.3%の株式を保有しており、同社はFMHDの株式(50株)を保有していた。
- 2012年9月末～
2014年3月末 FMHDの株主名簿確定作業において、(株)ディ・コンプレックスの相互保有株式を総議決権数から控除せず、必要な名義書換拒否を行わなかったため、放送法が定める外国人等の議決権比率(外資比率)が20%以上となった。
- 9月末 FMHDの株主名簿確定作業において、(株)ディ・コンプレックスのFMHDの株式が相互保有株式と扱われていなかったことが判明し、総議決権数から控除。
- 12月上旬 過去の外資規制違反について、FMHDは総務省に報告をし、これを受けて、総務省はFMHDに対し、口頭で嚴重に注意。
- 2021年4月5日 FMHDが、過年度における議決権の取扱いに関する過誤について公表。
- 4月8日 FMHDが、過年度の外国人等の議決権比率の訂正について公表。
- 4月16日 FMHDが、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出。

(株)東北新社の場合

- (株)東北新社は、申請書類における1%以上の議決権を有する主な出資者のうち外国法人の出資者に係る議決権比率の合計が14.47%であったことから、外資規制に抵触しないと判断し、申請を行った。
- 総務省は、欠格事由への該当なしとする申請書の「欠格事由の有無」欄及び申請書類の記載に基づき、外資規制への抵触は無いと判断した。

(2021年6月4日付け総務省 情報通信行政検証委員会 検証結果報告書 (第一次) より)

(株)東北新社 外国法人等議決権割合

時期	実際の割合
2016年9月30日時点	20.75%

(株)フジ・メディア・ホールディングス (FMHD)の場合

- 2012年4月、FMHDは、(株)NEXTEPを完全子会社にしたところ、同社は(株)ディ・コンプレックスの33.3%の株式を保有しており、同社はFMHDの株式を50株所有していた。
- FMHDは、(株)ディ・コンプレックスが保有するFMHDの株式を、相互保有株式として議決権から控除して外資比率※を計算すべきであったが、これを行わずに、外資比率が20%以上となった。

(2021年4月5日付け(株)フジ・メディア・ホールディングスプレスリリースより)

(株)フジ・メディア・ホールディングス 外国人等議決権割合と実際の比較

時期	外国人等の議決権比率に関する公告(訂正前)に記載の割合	実際(訂正後)の割合
2012年9月末時点	19.99%	20.00042%
2013年3月末時点	19.99%	20.00042%
2013年9月末時点	19.99%	20.00042%
2014年3月末時点	19.99%	20.00083%
2014年9月末時点	19.99%	-

(2014年10月21日及び2021年4月8日付け(株)フジ・メディア・ホールディングスプレスリリースより)

※ 外資比率:放送法が定める外国人等の議決権比率のこと。

	(株)東北新社	(株)フジ・メディア・ホールディングス (FMHD)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017年1月に4K放送の<u>認定を受けた際、外資比率※が20%以上であり、認定要件を満たしていなかった。</u> ● 2021年3月、東北新社が<u>総務省にこの事実を報告し、総務省は同社に対し、当該認定を取消し(番組は5月1日0時終了。)</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2012年9月末から2014年3月末まで、<u>外資比率※が20%以上であったもの。</u> ● 2014年12月上旬、総務省がFMHDから<u>報告を受けた時点では、外資規制違反状況は解消されていた。</u> ● 同月上旬、総務省は、FMHDに対し、<u>口頭で嚴重に注意。</u>
認定の取扱いの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初の認定時(2017年1月)において<u>外資規制に抵触しており、本来であれば認定そのものを受けることができなかった。</u> ● このため、2017年1月の衛星基幹放送事業者としての<u>当初の認定は、重大な瑕疵があったとして、総務大臣の職権による取消しを行うことが適当と判断した。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初の認定時(2008年9月)において外資規制に抵触しておらず、その<u>認定は適正なものであった。</u> ● また、昭和56年の「内閣法制局見解」も踏まえ、放送法の認定放送持株会社についても<u>認定の取消処分を行う時点で取消事由が必要であり、当該事由が存在しないのであれば、取消処分を行うことができないと判断した。</u>

【令和3年4月15日(木)衆・総務委員会:松尾明弘議員に対する答弁】

(木村 内閣法制局第一部長)

- 御指摘の見解につきましては、昭和五十六年六月に、内閣法制局が当時の郵政省に対しまして、当時の電波法に関し、放送局の免許を受けている株式会社について、一定時点に外国人の、外国法人も含まれます、議決権が全体の五分の一以上を占めるという事実が生ずれば、現時点において当該事実が認定できなくても、郵政大臣は電波法七十五条により免許の取消しをしなければならないかという質問につきまして、消極に解すると回答したものでございます。
- これにつきましては、電波法七十五条は、外国性排除という公益実現のための規定でございまして、この規定の実現を、一旦欠格事由に該当すれば当然に免許が失効するという方法によってまでは確保する必要はないとして、欠格事由に該当することを免許の必要的取消し事由とするととどめており、これを踏まえると、外国人の持ち株数が全体の五分の一以上を占めるという事実が現に存在する以上は、郵政大臣は免許の取消処分をすべきものであるが、たまたま過去の一時点に当該事実があったとしても、事態の推移によって現在当該事実がないのであれば、郵政大臣は免許の取消処分をすることはできないという考え方を示したものでございます。

調査の概要

- ・ 本年4月5日(月)、放送法第159条第1項の規定に基づく認定放送持株会社である(株)フジ・メディア・ホールディングスが、その過年度における議決権の取り扱いに関して過誤があった旨公表。
- ・ 全ての認定放送持株会社及び基幹放送事業者に対して、外資規制の遵守状況について確認するため、4月6日(火)付で総務大臣名の文書を発出。

(参考) 調査の概要

○対象：合計580社

(認定放送持株会社10社、特定地上基幹放送事業者529社、認定基幹放送事業者41社)

○内容：外国人等の議決権割合、外国人役員割合

○期限：令和3年4月30日(金)

現在の状況

- ・ 回答期限の4月30日(金)までに全580社から回答を受領。
- ・ 根拠となる資料を確認し、追加資料の提出を求めつつ、回答内容の入念な精査を実施中。
- ・ 現在までに認定放送持株会社10社及び在京キー局5社の内容について精査が完了し、すでに判明している(株)フジ・メディア・ホールディングスの事案以外に外資規制違反に該当する事案は確認されなかった。